

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 平沼 健

- 1 日時  
平成 19 年 10 月 10 日（水曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 11 分散会
- 2 場所  
第 4 委員会室
- 3 出席委員  
平沼健委員長、高橋昌造副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、  
嵯峨耆朗委員、熊谷泉委員、田村誠委員、阿部富雄委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、野崎担当書記、吉田併任書記、宮併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、佐藤道路都市担当技監、  
沖河川港湾担当技監、佐々木県土整備企画室企画担当課長、  
早野建設技術振興課総括課長、藤原建設技術振興課技術企画指導担当課長、  
深澤道路建設課総括課長、沼崎道路建設課農林道担当課長、水野道路環境課総括課長、  
若林河川課総括課長、佐藤河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、  
沢口都市計画課総括課長、西尾都市計画課まちづくり担当課長、  
佐藤下水環境課総括課長、鈴木建築住宅課総括課長、茅森建築住宅課建築指導担当課長、  
金田建築住宅課営繕担当課長、竹本港湾課総括課長、白崎空港課総括課長  
企業局  
岩渕企業局長、菅原経営総務室長、斎藤技師長、中屋敷経営総務室経営企画担当課長、  
池内業務課総括課長、高橋業務課電気担当課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案  
ア 議案第 1 号 平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）  
イ 議案第 7 号 平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

ウ 議案第 8 号 平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

エ 議案第 12 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

オ 議案第 23 号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

カ 議案第 24 号 県営住宅等条例及び県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例

キ 議案第 26 号 築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

## 9 議事の内容

○平沼健委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、県土整備部から 9 月 7 日の台風 9 号及び 9 月 16 日から 18 日にかけての豪雨による公共土木施設の被害状況について発言を求められておりますので、これを許します。○野中砂防災課総括課長 9 月 7 日の台風 9 号及び 9 月 16 日から 18 日にかけての豪雨による公共土木施設の被害状況につきまして、配付しております資料に基づき御説明いたします。

表紙の写真は 9 月 18 日に撮影しました一関遊水地の状況でございます。1 ページをお開き願います。9 月 7 日の台風 9 号における最大 24 時間雨量でございます。台風 9 号は、関東から東北地方を北上し、7 日の朝から夕方にかけて大雨となり、西和賀町湯田で 199 ミリを記録するなど県内各地で多くの被害が発生しております。

2 ページをお開き願います。16 日から 18 日にかけての豪雨における最大 24 時間雨量であります。東北地方北部に停滞しました秋雨前線により、内陸を中心に県内全域で激しい雨が降り、花巻市豊沢では 276 ミリ、西和賀町沢内 262 ミリ、雫石 245 ミリを記録するなど、アメダス 52 カ所中 17 カ所におきまして、既往の 24 時間雨量の記録を更新しております。なお、この豪雨によりまして、北上川上流域では、カスリン、アイオン台風に次ぐ水位を記録しております。

次に、これら豪雨による公共土木施設の被害状況につきまして御報告いたします。3 ページをお開き願います。10 月 9 日現在におきまして、台風 9 号及び 9 月 16 日から 18 日にかけての豪雨による被害状況は、県及び市町村管理施設合計で 733 カ所、87 億 3,000 万円余となっております。

次に、施設別の被害状況であります。河川施設が最も多く 432 カ所、約 57 億円。次いで道路施設が 288 カ所、約 24 億円となっております。

次に、県管理施設の被害状況でございますが、台風 9 号では県南広域振興局を中心に、それから 16 日からの豪雨では盛岡、二戸地方振興局を中心に被害が発生しておりまして、全体で 325 カ所、約 57 億円の被害額となっております。

4 ページをお開き願います。市町村管理施設の被害状況であります。台風 9 号では一関市が最も多く 10 市町が、16 日からの豪雨では雫石町、八幡平市が多く 15 市町村で被害が

発生しております、全体で 408 カ所、約 30 億円の被害額となっております。

5 ページをお開きください。16 日からの豪雨による主な出水状況でございますが、写真は北上川の盛岡駅前開運橋付近の状況でございます。下の写真は一関市川底地区の状況であります。

6 ページをお開き願います。台風 9 号による主な被害箇所でございます。上の写真は奥州市にあります畦畑沢川の状況であります。下の写真は、西和賀町湯田地区の町道丸子峠線の状況であります。なお、当該箇所につきましては、現在仮応急工事により車両の通行が可能となっております。

7 ページをお開き願います。16 日からの豪雨による主な被害箇所ではありますが、上の写真は、八幡平市田山地区にあります一級河川矢神川の状況であります。当該箇所につきましては、今後の出水に備え、大型土のうによる仮護岸の整備が終了しております。下の写真は西和賀町沢内地区にあります橋梁の被害箇所であります。当該箇所につきましては、災害緊急調査により国から技術的な指導をいただき、復旧工法などについて現在も検討中であります。

8 ページをお開き願います。県南地域では、それほど降雨がなかったものの、北上川の水位上昇により道路が冠水しております。また、下の写真は藤沢町黄海川の水防活動の状況でございます。

以上、被害の状況につきまして御報告いたしました。これらの被害箇所につきましては、今後 11 月以降に予定されております国の災害査定が終わり次第、順次発注し、早期復旧に努めてまいります。

なお、被害箇所のうち、土砂崩れなど通行どめとなった道路や、増水により家屋が被災した河川につきましては、土砂の撤去や仮護岸の設置など、緊急対策に努めておりますほか、市町村に対しましても、国、県が連携を図りながら、早期復旧に向けた支援を行うなど地域の安全確保に努めているところでございます。以上で報告を終わります。

○平沼健委員長 よろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。これより県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第 1 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表中歳出、第 6 款農林水産業費中、第 3 項農地費中、第 2 目土地改良費のうち県土整備部関係、第 4 項林業費中、第 6 目林道費、第 8 款土木費、第 2 条第 2 表、債務負担行為補正中、1 追加のうち 2 及び 3、2 変更のうち 1 及び 2、議案第 7 号平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 12 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 3 件の予算議案及び予算関係議案を一括議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○橋場県土整備企画室長 初めに、議案第 1 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）中、県土整備部関係の歳出予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の5ページをお開き願います。6款農林水産業費2億6,257万9,000円の減額であります。農林水産部の所管を除きまして4億4,662万3,000円の減額補正であります。

次に、8款土木費1項土木管理費から、5項都市計画費までの補正予算額5億6,485万円の減額補正であります。あわせまして県土整備部関係の9月補正予算額は10億1,147万3,000円を減額しようとするものであります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書で御説明申し上げます。

予算に関する説明書の35ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。主な事項を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

6款農林水産費、3項農地費、2目土地改良費のうち、中ほどにあります県土整備部関係は、いずれも国庫補助金の決定等に伴う補正であります。

次に、37ページをお開き願います。4項林業費のうち、次のページの6目林道費であります。これは国庫補助金の決定等に伴う補正であります。

次に、43ページをお開き願います。8款土木費1項土木管理費、1目土木総務費であります。収用委員会費は土地収用事件に係る鑑定に要する経費であります。3目建築指導費及び4目空港費は節間の補正であります。

次に、45ページをお開き願います。2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費は節間の補正であります。2目道路維持費は、国庫補助金の決定等に伴う補正であります。

次に46ページをお開き願います。3目道路新設改良費及び5目橋りょう新設改良費は国庫補助金及び受託事業の決定等に伴う補正であります。

次に、48ページをお開き願います。3項河川海岸費、1目河川総務費と3目砂防費は節間の補正であり、2目河川改良費、4目海岸保全費、50ページの6目河川総合開発費までは、国庫補助金及び受託事業の決定等に伴う補正であります。

次に、52ページをお開き願います。4項港湾費、1目港湾管理費は節間の補正であり、2目港湾建設費は国庫補助金及び受託事業の決定等に伴う補正であります。

次に、54ページをお開き願います。5項都市計画費、1目都市計画総務費と3目下水道事業費は節間の補正をしようとするものであります。2目街路事業費であります。広域公園整備事業費は、御所湖広域公園の整備に要する経費、緊急地方道路整備事業費は、盛岡市の向中野安倍館線の整備に要する経費等を補正しようとするものであります。

次に、56ページをお開き願います。6項住宅費、1目住宅管理費及び2目住宅建設費は、いずれも節間の補正をしようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）に戻っていただきたいと思っております。議案（その1）の7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正1追加のうち、県土整備部関係は事項欄の2凍雪害対策事業、3物流支援交流促進道路整備事業の2事業であります。これは工期が翌年度以降にわたる事業について、事業の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、8ページをお開き願います。2変更であります。事項欄の1道路改築事業と2緊急地方道路整備事業の2事業であります。これは工期が翌年度以降にわたる事業について、国庫補助事業の決定等に伴い、表に掲げております事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、25ページをお開き願います。議案第7号平成19年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12億1,854万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1,415万6,000円とするものであります。

26ページをお開き願います。まず、歳入についてであります。1款分担金及び負担金1項負担金は、関係市町村からの建設費に対する負担金であり、3款国庫支出金、1項国庫補助金は国庫補助事業の決定等に伴う補正であり、5款繰越金、1項繰越金は前年度の事業費の確定により、所要の補正をするものであり、7款県債、1項県債は建設事業費に充当するものであります。

次に、歳出であります。1款流域下水道事業費、1項流域下水道管理費は各処理場の維持管理費の確定等に伴う補正であります。2項流域下水道建設費は、国庫補助事業の決定に伴い増額補正しようとするものであります。

次に、建設事業に係る経費の一部を負担させる議案1件について御説明申し上げます。議案(その1)の35ページをお開き願います。議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは、平成19年3月15日に議決をいただいた土木関係の建設事業に係る市町村の負担金について、建設事業に要する経費の額の変更に伴い表に定めるとおり、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 今回の説明では、国庫補助等の確定ということで、10億円ほどの減額ということですが、10億円も減額すると、予定していた事業ができなくなるということがあるのではないかと思います。どうなのでしょう。

○佐々木企画担当課長 今回の9月補正で、県土整備部関係につきましては約10億円の減となつてございますけれども、主に国庫補助金等の確定に伴う補正でございます。それで、今年度につきましては、6月補正予算を肉づけ予算として編成してございますので、その時点で県予算を上回る国庫補助金の決定があつたものにつきましては、早期の事業執行を進める観点から、増額補正をしたところでございまして、今回の9月補正におきましては、減額分について整理させていただいたということですが、いずれ国庫補助の交付決定のあつた中で、事業を着実に進捗させていくことを考えてございます。

○嵯峨耆朗委員 大きな支障はないという説明ですね。はい、わかりました。

当初・・・議案第26号でしたか、あの釜石の水門の関係。これは今、入札した会社が指

名停止になったということで、入札が無効でしたか、なくなったということでした。最近マスコミ等を見ていると、多くのいわゆるゼネコンが、入札等の関係で指名停止になっているのですけれども、そういったものを見ると、特殊な大きな工事の事業執行等に影響があるのではないかと懸念するところなのです。現在の発注率がわかればお願いします。大きいところだけでもいいですから。

○藤原技術企画指導担当課長 発注率についてでございますが、各振興局における発注予定の取りまとめを行ったところ、上半期で 82.4%となっております。これを目標に鋭意努力したところでございますが、集計したところ上半期で 80%となっております。

○嵯峨耆朗委員 全体としてということだと思っておりますけれども、91 社ですか、議論も出ていましたけれども、実際に今、大手の建設会社があれば指名停止になっていると、工事したいけれどもできないとか、そういった影響が出てくるのではないかと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○西畑県土整備部長 私どもは県内でできる仕事は県内の企業という方針でやってございますが、ダムでありますとか、大きな橋梁でありますとか、トンネルでありますとか、こういった部分については、やはり大手の企業と県内企業のジョイントベンチャーという形式がもっともふさわしい形になってきております。

そういう意味では、委員御指摘のとおり橋の業界であったり、ゼネコンの業界であったり、立て続けにさまざまな形で指名停止あるいは営業停止ということで、少なからず影響はあるというのが実情でございます。

○嵯峨耆朗委員 この議案第 26 号についてもその影響の一端だと思っておりますけれども、実際に必要であると認めて事業化しているわけでしょうけれども、そうするとこれがおくれるわけですよ、実際には。具体的にタイムスケジュールでもいろいろと影響が出てくると思っておりますけれども、どうなのですかね。

○若林河川課総括課長 下荒川水門の契約案件につきましては、議会の議決を経る前に営業停止がかかりましたので、仮契約を解除したところです。これによって、事業執行を現在見直しております。やはり効果を早期に発現したいということで、水門工事につきましては、今積算を組み直しておりますので、物理的に間に合う来年の 6 月議会に上提したいというふうに考えておりました。

なお、影響を軽減するために、一部仮の締め切り工事があるのですが、それをサケの漁期が終わった後にすぐできるよう先行して発注して、全体の工程には大きく支障にならないように配慮したいというふうに考えております。

○嵯峨耆朗委員 仮にこういった工事のできる業者がみんな営業停止とかになったら、どうなのですかね、実際その時点で。あり得るのではないかと、次から次と出てきて、と思っておりますけれども、そういう場合はどうするのですか。

○若林河川課総括課長 今進めているのは条件つき一般競争入札とか、技術要件だとか、それから施工実績の要件があつて、それらを加味した上で選定するわけですが、それに

該当する業者がゼロとなりますと、発注をできかねるという状況になります。よって、やはり入札参加者がそろそろまで延ばさなければならないということになると思います。

○嵯峨耆朗委員 大体わかりましたが、この議案第26号の時点で、もう1企業体しかないのだよね、応札したところが。この時点で、多分かなりの業者が営業停止とかになっていたということですよ。ということは、こういうことはまたあり得るわけだよね。1社でも1JVでもあればいいのでしょうか。

一番困るのは、それを事業化することによって、受益者というか何と言うのでしょうか、そういったところに迷惑がかかるわけですよ。その辺は、これからはもしかしたらあり得ることですか。予算が流れてよかったなということもあるのかどうかですけれども。全体としてどう対処していくのか。どうもあり得るような気がして見ているのですが。ほとんど営業停止になって全然進まないとかね。しかも、県の基準は厳しいわけですよ、指名停止が1年とか2年とか。そういった場合、どうなっていくのか心配なところなのですよ。

一般質問でも議論があつて、91社のお話もそうですけれども、県内ではいろんな意味で影響が大きい業界ですからね。ちょっと何と聞いたらいいかわからないが、トータルでのリスク管理的な部分は考えているのですか。リスク管理という言い方は変ですけれども、事業が一切できない状態が生じることもあるのかなと思っているのですが、どうですか。

○西畑県土整備部長 まず、ゼネコンでありますとか、橋の上部工の業界といった部分について、ほとんど一斉に指名停止あるいは営業停止がかかったわけでございますけれども、全国ベースで見ますとゼロになるということは、まず余り想定できないわけでございます。

2点目の91社の問題でございますが、これは県内の建築の大手になっておりますけれども、土木も兼ねての大手でございます。今審判中のございますが、まだあと数回審尋と申しますか、そういったことがあるというふうには業界の方々から聞いておりますけれども、その審判が出た段階で、県内建設業界にはかなり大きな影響があると思っております。ただし、県内も延べでいくと5,000社ぐらい登録しておりますので、91社の中に入っていない企業もおられますので、工事についてはそれなりにやっていけるのではないかと申しております。むしろその91社が1年なり、2年なり、指名停止になったときに、地域の雇用でありますとか、あるいは私どもの仕事でいくと例えば除雪の体制といった部分にかなり大きな影響が出てくるのではないかなと思っております。これからまだちょっと時間あるやに思っておりますので、いろんなケースを想定しながら検討してまいりたいと思っております次第でございます。

○高橋昌造委員 予算に関する説明書の45ページの道路維持費のところ、除雪機械等整備費1億4,900万円が減額されるということですが、平成18年の豪雪を初め、今年度の除雪計画に、減額をすることによって影響がないかどうか、その辺のところをお聞かせ願えればと思います。

○水野道路環境課総括課長 平成19年度の除雪機械等整備費ですが、国の方に3億4,000万円ほど要求しましたけれども、国からは1億9,700万円ほどの内示を受けまして、1億

4,900万円ほどの減額補正をしたということでございます。

委員おっしゃるとおり、平成17年に非常に豪雪がありまして、18年は少雪ということがありましたけれども、いずれ県といたしましては、除雪機械を更新するサイクルを決めて更新しているわけですけれども、こういう減額をされますと、やはり使う年数を少し長くするという対応せざるを得ないのですけれども、できるだけ除雪に影響がないよう対応していかなければならないと考えております。

○高橋昌造委員 それから、除雪の計画の中での国と県と市町村の連携なのですけれども、今市町村も県道の除雪、また逆に県が市町村道の除雪をやっているようでございますが、その除雪効果がどのように出ているのか、もしおわかりなのであれば、そして道路延長にしてどのくらいあるか教えていただければと思います。

○水野道路環境課総括課長 連携除雪につきましては、平成18年度から実施しております、県道の4路線と市町村道8路線を連携してやっております。市町村は矢巾町、八幡平市、花巻市、西和賀町の4市町村と連携してやっております。

連携除雪は、例えば県道の場合ですと、県の除雪車庫を出て、県道をやって、次のところに行くときに市町村道を通る場合には、そこも一緒にやって連携していこうという形なのですけれども、そういうことによりまして、早期の除雪とか、除雪費の若干の軽減というのが図られるというふうに考えております。

延長につきましては、市町村道2.6キロほどを県でやっておりますし、市町村の方では6.8キロほどの県道をやっています。

○阿部富雄委員 今の高橋委員と同じ質問をまずお尋ねしたいのですが、除雪については、民間に委託している部分もあるわけですね。受託している方々は、機械を持ち込んでやっているとところがほとんどということなのですが、何とかその機械の貸与というのを考えてもらえないものかと。こういう厳しい状況になってきて、なかなか機械をそろえて除雪受託ということになると大変だという話が聞こえてくるわけでありまして、今回の1億4,000万円強の除雪費の機械というのは、直営にかかわる部分だけなのでしょうか。

それと、県の除雪にかかわる、民間に委託している部分と直営部分の割合がどの程度なのかをお尋ねします。

○水野道路環境課総括課長 機械は、県が363台を保有しております。このうち直営で使っている部分と、業者さんに貸与して、業者さんが除雪をするという2つに分かれております。

それと、県で行っている除雪の、民間の機械も含めたトータルの機械の台数が1,070台ほどですので、県は3割強の県有機械を持ってやっていて、残りは民間の業者さんが保有している機械でやっているということでございます。

○阿部富雄委員 それでさっきもお話ししたとおり、貸与の形が望ましいというのが現在請け負っている方々の考えなのです。363台を県で保有しているけれども、このうち、何台を民間の方に貸していらっしゃるのでしょうか。

それから、これからの除雪のあり方として民間委託は避けられないと思いますけれども、



できる限り機械も貸し出す形での対応をしてほしいというのが業界の強い要望のようですが、これからの考え方についてもお伺いいたします。

○水野道路環境課総括課長 委託台数については今調べています。申しわけございません。

今後のあり方については、昨年の予算特別委員会で御質問がございまして、それを踏まえて、業者さんへのアンケートとか、現場の調査、あと東北6県の状況とか、いろいろ検討してまいりました。それで今のところ、除雪機械の委託をする場合に今は単価委託しておりますけれども、標準とする除雪稼働時間に対して、昨年度みたいにそれより極端に稼働時間が少ない場合、非常に業者さんに負担がかかるということがございますので、標準とする稼働時間と比べて一定割合の少ない稼働時間となった場合は、その分の機械経費は補てんするというようにして、まず今年に対応していこうと考えております。

将来的には、現在の契約方法とか除雪体制全般にわたって見直す必要があるというふうと考えておりますので、その辺はまた平成20年度以降、これから引き続き検討したいというふうと考えております。

すみません、除雪機械の台数ですが、直営は14台でございます。363台のうち14台を直営で使っております。

○阿部富雄委員 わかりました。ぜひ、そういう強い要望が出ているようでありますので、これからも検討して、そうした方向にかなうように努力をいただければと思います。

次に、議案第7号についてお尋ねをいたします。流域下水道会計の財政手法がちょっとわからないのですが、10億円余を繰り越しているわけですよね。それから、歳出では流域下水道管理費を約10億円補正すると。当初予算では全く繰り越しは見えていないのに10億円も繰り越しをするということ自体、何か会計制度上の、例えば出納閉鎖の関係だとか、さまざまなことがあってこういうふうな会計処理になるのでしょうか。10億円といったら半端な金額ではございませんのでね。なぜこういうふうな処理になるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○佐藤下水環境課総括課長 当初は繰越金を1,000円としておりました。これは平成19年度予算を編成する時点では、18年度の決算が出ておらず、前年度の収支がどのようになるかという見込みを立てることが非常に難しいということでもありますので、通常1,000円を計上してございまして、繰越金額が確定した後に、補正予算において所要額を計上するやり方しております。

○阿部富雄委員 恐らくそういうことだろうとは思ったのですが、ただ1,000円というのは、まさに整理科目ですよ。入ってくるか入ってこないかわからない、一般的には整理科目というのはそういうふうな置き方をすると思うのですが、金額がちょっと大き過ぎると思うのです。しかも19年度予算を編成する段階で、18年度の決算が済んでいないということですが、一般会計だつて出納閉鎖は5月末日までということをやっているわけです。そうすると下水道会計の場合は、その出納閉鎖はいつの時点でやられているわけですか。

○佐藤下水環境課総括課長 6月ではないかというふうに考えております。ちょっと自信がないですが。確認して答弁させていただきます。

○平沼健委員長 そうしてください。

○渡辺幸貫委員 今の委員の質問に関連してですが、下水道の場合には、公的な公庫みたいなところから公的資金を借りて、この事業の運営をなさっていると思いますけれども、実際には公庫のほうが金利が高かったりするケースもあるのかなと思ったりするのです。仮にそうだとすれば、一般の市中の金融機関から借り直して、負担を減らすというふうなことも現実的にはおやりになっているかどうかだけ、聞きたいと思います。

○佐藤下水環境課総括課長 すみません、ただいまの件も確認して答弁させていただきます。

先ほど阿部委員からお尋ねありました出納閉鎖の件でございますけれども、一般会計と同じ5月31日ということございました。

○阿部富雄委員 そうしますと、事務が繁雑だということが恐らくあるのだらうと思えますけれども、少なくとも予算の計上の仕方として、整理科目で整理しておいて、10億円を補正するのはいかがなものか。それから歳出の場合も、流域下水道管理費で計上はしていますけれども、10億円も補正をするということ自体いかがなものか、これはもう、あらかじめ見込める金額ですよ。そういうふうな予算編成のあり方というのは、予算書を見る私にとっては、ちょっと理解しにくい部分があるわけです。その辺、今後改善できるものであれば、ぜひ改善していただきたいということを要望して終わります。

○平沼健委員長 先ほどの渡辺委員の回答については、早急に回答してください。

(渡辺幸貫委員「後でいいです」と呼ぶ)

○平沼健委員長 後でいいですか。では、後ほど回答させます。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木建築住宅課総括課長 それでは、議案(その2)の57ページをお開き願いたいと思います。議案第23号建築基準法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。以下、お手元に配付してあります説明資料により御説明させていただきます。

説明資料の1ページを御覧いただきたいと思います。初めに、建築基準法施行条例の改正の趣旨でございます。国等の建築物に関する計画の通知などにつきまして、民間の建築物と同様に手数料を徴収するとともに、建築基準法及び都市計画法の改正に伴い、必要となる認定手数料や、許可手数料の設定等の所要の改正を行うものでございます。

次に、2の条例案の内容についてでございます。改正内容は4点ございます。まず、1点目でございますが、国等の建築物等の計画通知、中間検査及び完了検査の手数料を設定することでございます。ここでいう、国等と申しますのは、国、都道府県及び建築主事を置く市町村などのことございまして、計画通知とは、民間の建築物の建築確認申請に相当する手続のことでございます。

民間の建築物の場合には、建築確認、中間検査及び完了検査の各段階で、手数料を徴収してきたところでございますが、6月20日に施行されました建築基準法の改正に伴いまして、これまで審査が簡略化されていた国等の建築物につきましても、民間のものと同様に厳格な審査が必要となったことから、今回民間の建築物と同額の手数料を徴収しようとするものでございます。

2点目でございます。防災性の向上を図るための地区計画におきまして、建築物の容積率移転を認める際の認定手数料の設定をするものでございます。

3点目、4点目につきましては、都市計画法及び建築基準法の改正により大規模集客施設の立地制限が創設されたことに伴うものでございまして、3点目は大規模集客施設の立地を認める地区計画に照らして、建築物の立地に支障がないと特定行政庁が認定する場合の認定手数料を設定するというものでございまして、4点目は用途地域の指定のない区域におきまして、大規模集客施設の立地について、建築をやむを得ないとして許可する場合の許可手数料を設定することでございます。

2点目以降につきましては、2ページ以降の説明資料で御説明したいと思います。2ページをお開き願いたいと思います。

建築基準法の改正によりまして、防災性向上を図るための地区計画制度が改正されてございます。具体的には、密集市街地などにおきまして、防災性向上を図るための地区におきまして防災街区整備地区、この図面の右側を書いてございますが、このエリアを範囲とする地区計画をかけます。そのうち一定区域、図で言いますと黒い太線の区域でございますが、ここにおきましては、地区計画に照らして支障がないと特定行政庁が認めた場合には、容積率の移転が可能となって高度利用ができることとなりました。

今回の改正におきましては、この認定手数料を設定するものでございまして、他の建築基準法の認定と同じ額を徴収するものとしたものでございます。なお、このタイプの地区計画でございますが、法改正によりこの項目の手数料は設定いたしますけれども、現在のところ、岩手県においてはこのタイプの地区計画はございません。

3ページをお開き願いたいと思います。都市計画法の改正によりまして、大規模集客施設については、これまで立地制限がなかった第2種住居専用地域、準住居地域、工業地域及び

白地地域におきまして、平成 19 年 11 月 30 日以降は、原則として立地不可能になります。ただし、図の右側に、ただしと書いてございますが、①といたしまして、用途地域の変更や指定、または大規模集客施設の立地を認め得る地区計画を決定する場合、あるいは②の例外的にやむを得ないとして、特定行政庁が許可する場合には立地可能というふうになったところでございます。この②の許可に当たりましては、下の括弧書きにありますように、適正かつ合理的な土地利用や環境の保全に支障がない場合、あるいは公益上やむを得ない場合等の要件を満たす必要があり、極めて例外的なものとなっております。

今回の条例改正におきましては、①の、地区計画に照らして建築物の立地が支障がないと認定する場合の認定手数料の設定と、②のうち例外的許可が設けられました白地地域については、これまで例外許可の手数料を設定していなかったところでございますので、許可手数料を設定するものでございます。額については他の認定、許可と同じ額を徴収するというふうにしたものでございます。

以上の 4 点が条例改正の内容でございます。条例の施行日でございますが、1 ページに戻っていただきまして、3 のところに書いてありますが、平成 20 年 1 月 1 日から施行ということで、(2) の防災の地区計画に関連しては条例公布の日から、(3)、(4) につきましては、都市計画法の改正法の施行日とされる 19 年 11 月 30 日から施行するというものでございます。

以上で建築基準法施行条例の一部を改正する条例案の概要の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 条例の説明の(1)のところで、国等に関しては中間検査とか完了検査をしていたけれども手数料は取っていないという理解でいいですか。それと、特定行政庁とはどういうところですか。

○鈴木建築住宅課総括課長 一つ目ですが、これまで国等の行うものであっても建築確認申請の窓口へ提出してもらって、確認済証を交付、あるいは中間検査を実施する、完了検査を実施するというような手続については同様にございました。ところが、手数料につきましては、この国等が行うものにつきましては審査が簡略化されていたために、これまで徴収してございませんでした。これは国の質疑応答集、運用通知みたいなものですが、それにおいて確認申請手数料の納付が不要となっていたからでございます。

それから、2 つ目の特定行政庁でございますが、建築確認を審査して、建築確認済証を交付する主体としての行政庁ということでございまして、県内であれば県と、それから大規模建築物につきましては県と盛岡市ということになります。

○嵯峨耆朗委員 最初のほうですけれども、手数料を徴収しなかったと。それは、今の説明によると民間が確認をする、検査とか完了検査等をする際と同様の検査を、今まではしてこなかったというふうな理解でいいですか。国等は検査しないで勝手にやっていたのですか、今までは。

○鈴木建築住宅課総括課長 国等の建築物の場合には、国とか都道府県、あるいはここで言う盛岡市でございますけれども、そういった主体で内部検討がされた上で書類を出すというふうになっているものですから、その時点で、それぞれの主体で構造上の検討が既に行われているというふうな趣旨から、構造計算書の添付が免除されておりました。したがって、建築確認の際には、構造審査が全くされていないというものでございました。

ところが、今年6月に改正された建築基準法の施行によりまして、確認審査の厳格化というものが入りました。それによりまして、国等の建築物においてもきちんと構造計算書を添付して、確認審査を行うということになりましたものですから、民間の建築物と同様の審査が必要になりました。

これを受けまして、国から、計画通知の案件についても確認申請手数料を徴収することは可能であるという旨の通知が出されたものでございますので、今回の条例でこの旨を規定したものでございます。

○嵯峨耆朗委員 細かい話になるのですが、今の説明だと、これまでは国等では内部的に検査というか、そういったものを経てきているから、しなくてもよかったという説明でしたね。ということは、それはもう内部的にはやっていないということが前提ですよ。というのは、二度やるような感じですよ。二度手間みたいな感じで。そういう理解をしたのですが。

○鈴木建築住宅課総括課長 計画通知につきましては、委員の御指摘のとおり、内部的に一度構造的なチェックを設計する側でやりまして、それを再度、違う建築確認サイドでもう一度それをやるというダブルチェックになります。

○嵯峨耆朗委員 何で今、急にこれをやるようになったのでしょうか。

○鈴木建築住宅課総括課長 建築基準法の改正につきましては、平成17年度に構造計算書の擬装問題が発生したところでございまして、その問題については、構造計算書の改ざんがないように、厳格な確認審査を行うというような趣旨で行われました。

その際に、本来構造計算書が必要な建物全部について、やはり建築確認サイドでしっかりしたチェックをするべきだろうというような改正がございまして、その中で国等の建築物についても、今後は建築確認サイドでしっかり見ていくというような趣旨であります。

○高橋昌造委員 基本的なことをお聞きしたいと思うのです。この認定手数料、許可手数料の関係ですが、何年の何月何日からというのを明示しないでいいの。説明資料の条例案の内容の(2)のところは、公布の日から施行ということになっているのですが、基本的には、手数料とか使用料というのは、いつそれからと明示するのが普通なのですが、建築基準法もそのようになっているものかどうか、教えていただきたい。

それから、もう一つは、先ほど防災性の向上を図るための地区計画は、今のところ該当がないと、そして(3)、(4)が11月30日から施行されるということですが、今度の条例化によって9月補正で予算措置をされているのかどうか、その2点を教えていただきたいと思っております。

○鈴木建築住宅課総括課長 建築基準法及び都市計画法につきましては、ここ数年さまざま

まな改正が行われているところでございます。それで、(2)に関連いたしましては、平成19年3月31日から半年以内の施行というふうに法律で規定されてございます。したがって、(2)の制度自体は、法律上は既に9月28日から施行されてございまして、この認定手数料については、条例が公布された日をもって施行していくというふうな考えでいるところでございます。

(3)と(4)につきましては、法律の施行自体が19年11月30日からということになってございますので、それに合わせたものでございます。

それから、2点目の今回の条例改正によって予算措置をしているのかということでございますけれども、認定許可の手数料を設定しただけでございますので、今回も予算措置は特にしておりません。

○高橋昌造委員 そうすると本来9月の議会ではなく、6月の定例会に条例案を提案すべきではなかったのかなど。というのは、県の場合は市町村と違って、指導的な役割も果たしていかなければならないわけですので、基本的に使用料とか手数料を公布の日からということとは余りお聞きしたことがなかったので、やはりそういったことはきちんと、例規の関係ですので、基本でございますので、このことによって皆さんが手数料をお納めになるわけですので、そのところはしっかりとらえてやっていただくようお願いしたいということで、要望でございます。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号県営住宅等条例及び県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木建築住宅課総括課長 それでは、議案(その2)の63ページをお開き願います。

議案第24号県営住宅等条例及び県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例案の概要につきまして御説明申し上げます。以下、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

資料の4ページをお開き願います。初めに、1の改正の趣旨でございますが、県営住宅等の入居資格に、暴力団員ではないことを加えるなどの所要の改正をしようとするものでござ

ございます。これは本年4月20日、東京都町田市の都営住宅におきまして暴力団員が発砲して立てこもるといった事件が発生したことを契機に、警察とも連携しながら県営住宅及び中堅所得者向けに供給してきた県営特定公共賃貸住宅から暴力団員を排除することとしたものでございます。

この暴力団員を排除する方法につきましては、本条例の施行後に新たに入居者などとなる者に対するものと、条例の施行前から入居している方々に対するものと分けて規定してございます。

まず、新たに入居者となる者への規定でございますが、これは本則による規定をいたしてございます。2の条例案の内容を御覧いただきたいと思っております。これにつきましては、(1)のところで書いてございます。まずは、県営住宅等条例の一部改正関係でございますが、アにつきましては、入居者や同居親族が暴力団員ではないことを入居資格とすることでございます。それからイでございますが、同居させようとする者が暴力団員であるときには、同居の承認をしないということでございます。

ウにつきましては、入居者の死亡時または退去時におきまして、入居の承継をしようとする者が暴力団員であるときは、承継の承認をしないというものでございます。エは、同居には知事の承認が必要でございますが、この承認なく同居していた場合に、そのことをもって住宅の明渡し請求事由とするものでございます。これは、公営住宅法に規定する住宅の明渡し請求事由を、本条例に明示するものでありまして、不法に同居している暴力団員を排除する目的での適用も可能なものでございます。

オにつきましては、入居者またはその同居者が暴力団員である場合には、そのことを住宅の明渡し請求事由とすることでございます。カとキでございますが、これについては、入居の許可、同居の承認、入居の承継承認に際しまして、知事が、暴力団員であるかどうかにつきまして、県警本部長の意見を聞くことや、県警本部長が知事に対し意見を述べるができることとするものでございます。

(2)でございますが、県営特定公共賃貸住宅につきましても、県営住宅と同様の改正を行うこととしてございます。

3の附則の関係でございますが、まず、(1)の施行期日については、次の定期募集を11月初めに行いますので、次の定期募集から適用したいとの考えから11月1日の施行としてございます。

3の(2)でございますが、これは本条例の施行前から入居をしている者への対応の規定でございます。これは入居者については、既得権として居住権があるという観点から、条例の施行後に新たに入居者となる者に対する本則とは別に、異なる措置として附則で経過措置として規定したものでございます。

ア、イ、ウにつきましては、入居者や同居者が暴力団員の場合には、住宅の明渡しや同居者の退去を勧告することができることとし、それに従わないときは、住宅の明渡しを請求できることとしたものでございます。

エにつきましては、緊急の場合、他の入居者に対する被害を防止するために、勧告を行うことなく住宅の明け渡しを請求できることとしたものでございます。

この内容を模式図で御説明いたします。5ページをお開き願います。これは、条例施行後に新たに入居しようとする者への本則での対応でございます。まず新規の入居申し込み、同居申請あるいは承継申請というものが出されてきます。それに対しまして、知事の方から県警本部長に対し、暴力団員であるかどうかについての身元照会をいたします。その結果、暴力団員であれば入居許可をせず、あるいは同居または承継の承認をしないこととしてございます。

また、右側の下に書いていますが、入居後に暴力団員となった、または暴力団員であることを偽って入居したケースもあろうかと思えます。こういった場合には、住宅の明渡しを請求していくという内容になります。

次のページをお開き願います。これは条例の施行前から入居している方への対応でございます。この場合には、本人または同居者につきまして、暴力団員らしいという情報があれば、先ほどの例と同じように、知事が県警本部長に対し、暴力団員であるかどうかについての身元照会を行います。その結果、暴力団員であるということがわかれば住宅の明渡しなどの勧告を行い、これに従わないときには明渡し請求をすることとなります。

以上が枠組みでございますが、この条例改正につきましては、県民の権利を制限するものに該当することから、去る7月27日から8月26日までパブリックコメントを実施いたしました。改正内容に反対する意見がなかったものであることを御報告いたします。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耄朗委員 入居申し込みがあった者全員について調べるということなのですね。そう理解していいのでしょうか。あと、この暴力団の定義というのがございますけれども、指定暴力団の傘下でない、暴力団と呼ぶことが適切かどうかわかりませんが、そういった場合もあるのではないかと。暴力団員のような人というか、暴力団員該当性という言葉を使っていますけれども、そういうところまで見るのでしょうか。どうなのですか。

○鈴木建築住宅課総括課長 まず、これから入居するという方々につきましては、入居者全員をこの条例によって身元照会するという手順になろうかと思えます。

それから、2点目の暴力団員の定義でございますが、いわゆる指定暴力団の傘下にある暴力団の構成員ということでございまして、例えば準構成員ですとか、総会屋だとか、政治結社だとか、そういった構成員は含めないのかということでございまして、これらの準構成員等につきましては、定義が明確でない面もございまして。それから、警察で情報把握が厳密になされているというものでもないと聞いてございます。

したがって、今回の条例では、まずは指定暴力団の傘下にある暴力団員であるということが明確にわかる範囲で、とりあえず規定したものでございます。

○嵯峨耄朗委員 例えば、暴力団員ではないけれども、身元照会をしたら、殺人歴があった



とか、その人の過去においてそこまで身元照会するのかわかりませんが、暴力事件を起こしたとか、逮捕されて前科があるとか、そういったことはどうなのですか。

○鈴木建築住宅課総括課長 委員御指摘のような方については、今回の条例には含めておりませんが、県営住宅等条例におきましては、もし入居者に著しく迷惑な行為があったときには、住宅の明渡し請求ができるようになってございますので、そういった者がもし問題を起こせば、そういう規定で排除できるというようなこととなります。

○阿部富雄委員 新しく入居する人すべてを警察に照会をかけて、意見を聞くということは問題ではないかというふうに思うのです。ただ、条例を見れば、警察本部長の意見を聞くことができる、と。ですから、すべてという形ではなく運用できると思うのです。できるですからね。すべてしなければならない、ではないからね。全員を照会かけるというのは、余りにも県民を信頼しない、冷たい行政のあり方ではないかなというふうに思うのですが、そこはどうでしょうか。

○鈴木建築住宅課総括課長 委員御指摘のとおり、第 51 条におきまして県警本部長の意見を聞くことができる、というふうになってございますので、事務的には全員についてやることもあり得るかなというふうには思っておりましたけれども、明らかにその者がそうではないというようなこともケースとしてはあろうかと思えます。そういった者につきましては、聞くことができる、という趣旨を踏まえまして対応していきたいというふうに思います。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤河川開発担当課長 議案(その2)の75ページをお開き願います。議案第26号築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

お手元に配付しております説明資料の7ページをお開き願います。工事名は、築川ダム付

替国道 106 号 10 号橋上部工製作・架設工事、工事場所は盛岡市築川地内、契約金額は 8 億 4,210 万円で、請負率は 77.01%、請負者は、松尾橋梁株式会社、旭イノベックス株式会社、株式会社中央コーポレーション特定共同企業体、請負者の住所は、説明資料に記載のとおりであります。

本工事は、築川ダム建設に伴う国道 106 号の付替道路の一部として、ダム予定地上流の盛岡市築川地内に、橋長 226.0 メートル、幅員 13.0 メートルの鋼製橋梁を架設するものであります。施工箇所は、説明資料中央の施工位置図に赤色で着色しているところであります。工期は 1,044 日間で、平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間の債務負担行為であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○熊谷泉委員 この橋の工事そのものということではないのですが、築川ダムの付替工事と、この橋の完成まで、今どのくらいの進捗状況なのかお知らせください。

○佐藤河川開発担当課長 現在の進捗状況でございますけれども、ダム事業につきましては、全体事業費 530 億円に対しまして、平成 18 年度末でございますけれども 233 億円で、44%。19 年度末の見込みですけれども、243 億円で進捗率は 45.9%でございます。道路分でございますけれども、国道につきましては、全体事業費が約 280 億円でございますけれども、18 年度末で 227 億円、進捗率で 81%。19 年度末では 236 億円で 84.4%の見込みでございます。付替県道がございまして、こちらの全体事業費は約 104 億円でございます。18 年度末までに 57 億円、進捗率は 55.2%。19 年度末は事業費が約 60 億円で 58.1%の見込みでございます。

いつごろできるかというお話ございましたけれども、付替国道 106 号につきましては、平成 17 年度に事業の再評価を行っておりますけれども、このときに供用開始時期を見直しまして、平成 22 年度末の予定にしております。その後、公共事業費の削減、あるいは一部に未買収の用地があるというふうな状況がございまして、現時点では、目標としております平成 22 年度の供用開始は難しいという状況になってきております。

県といたしましては、未買収の地権者の御協力が得られるよう、引き続き交渉を進めるなどして、できる限り早期に供用できるように努めてまいりたいと考えております。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

○小田島峰雄委員 建設業並びに建設業界の発展に資する観点からお尋ねをしたいと思えます。

県におかれましては、建設業者の他分野への進出に対して、さまざまな支援策を講じておられるわけでございます。各振興局に相談窓口等を設置して、積極的に対応に努めておられるのでありますけれども、いざ他の業種に進出をするとなった際の県の支援体制について、これまでの決算特別委員会あるいは予算特別委員会でも質疑がなされたところがございますけれども、改めてお尋ねをしたいと思えます。特に財政的な支援体制がどうなっているのかということをお尋ねしたいと思えます。

○早野建設技術振興課総括課長 主に経済的支援ということでございますので、そのことについて説明申し上げます。

一つは、建設業新分野進出等支援対策事業費補助金という制度を平成18年度につくりました。補助対象者は、県内建設業者でございます。補助対象事業は新分野進出等に必要の新製品、技術、サービスの研究開発、それから販路開拓、三つ目として人材育成でございます。上限額は100万円という制度でございます。

二つ目でございますけれども、企業共同研究モデル事業ということで、複数の企業が共同で実施する新分野進出等に係る調査研究に要する費用に対してのもの、上限60万円でございます。

三つ目でございますけれども、岩手建設業経営革新特別資金貸付金です。これも18年度に創設した制度でございますけれども、新分野進出、あるいは新技術、新工法の開発等により、経営革新に取り組む県内建設業者に対しまして、所要資金の円滑な供給を図るということで運転資金3,000万円、設備資金5,000万円を用意しているところでございます。経済的な支援策については以上でございます。

○小田島峰雄委員 数字に違いがあったら御指摘をいただきたいと思うのでありますけれども、県においては県内登録建設業者6,800社余り、これを当面5,000社にするのだという計画を持っているものと思えます。また、5,000社にすることによって、1万3,000人余りの建設労働者が生じると。それをまさに労働移動を行うという計画をお持ちであるやに理解をいたしているのですけれども、そういう際に、県内のさまざまな状況を見ますと、他分野に進出しても、なかなか当初の計画どおりにいけない企業もあるやにお伺いしているところでございます。なぜそういうことになるのかと申しますと、全く異質な分野に行くためには、例えば初期投資など、かなりの資金を要すると。

また、特に農業分野に進出するような企業におきましては、生産ノウハウの蓄積などもあると存じますし、販路を確保しなければならない。その時々に対応の技術ノウハウや資金を

要するのが実態だと思うのであります。そういう中で、運転資金等で3,000万円、5,000万円というお話がございましたが、これは貸付金でございます。先ほどお答えがございました研究開発費あるいは人材育成費は100万円の上限。それから、起業研究には60万円の上限ということで、なかなか大変な数字ではないかと思うのであります。

6,800社を5,000社にするのだと、昨今の県、市町村を問わず、公共事業費をどんどん削減している現状から見ますと、もう少し自信を持って他分野に進出しようとする、その意欲を喚起するためにも、一定の相応の支援をすべきではないかと思いますが、御所見をちょっとお伺いしたいと思います。

○早野建設技術振興課総括課長 新分野にはなかなか体力が必要だったり、あるいは販路といったような課題を多く抱えているということもございます。ソフト対策では、私どもでは経営コーディネーターとか、革新アドバイザーといったような、中小企業診断士の資格を持つ方を抱えておりますので、そういった方々が個別訪問し、あるいは相談を受けるといったようなことで相談に乗ってございます。

それから、もう少し経済的な支援をということでございますが、やはり建設業の地域懇談会等にお邪魔した場合に、補助金をふやしてほしいとか、あるいは単年度ではなくて複数年度にしてほしいといった要望もございます。これを今後どのようにしていったらいいか、内部でも検討してまいりたいと考えてございます。

○小田島峰雄委員 それから、関連してもう1つお尋ねしたいと思うのです。例えば建設工事を入札する場合には、県におかれましてはインターネット等で公告をいたしております。その際に、一例を申し上げますと、橋梁の補修工事なんかの場合ですが、その参加要件では橋梁上部工の施工実績を有する者、しかも元請け実績がある者というような縛りがかかっております。新しく橋梁をつくるのであれば相応の技術を有した業者を選定するというのは当然でありますけれども、例えば補修のような場合にも、そういった元請としての施工実績を有するものを必ずしも選ぶ必要はない。もう少し範囲を広げて。例えば下請を何回もやって、経験、ノウハウを積んだ業者もたくさんあるわけでございますけれども、そういった縛りがある関係上、なかなか参加したくても参加できないという方もあるやにお伺いをいたしております。下請実績しかないとなれば、永久にそういった工事には参加できないということにもなるかと思えます。

逆に言えば、そういった専門のノウハウ、技術を持った業者ということになりますと、大まかに言えば何社もなくなってしまう。非常に限られた業者しか参加できなくなるということでございます。7月から新たな入札制度がスタートいたしましたけれども、そういう中でも、例えば一定の業者数になるまで、隣の振興局管内もあわせて業者数を確保するのだということにはなっておりますけれども、7月からこれまで施行されて、実績はどうなっておられるかをお聞きしたいと思います。

例えば、1つの振興局管内で足りなくて、2つ、3つの振興局管内をあわせて業者を確保したというような実績がおりかどうかということでございます。

それから、そういった特殊工事における入札の参加者数はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○早野建設技術振興課総括課長 振興局における業者の確保の関係がどうなっているのかというところ、あるいは特殊専門工事についての参加者数については、ちょっと資料を持ち合わせていないところでごさいます、申しわけございません。

○平沼健委員長 では、後ほど。

○嵯峨耆朗委員 先ほどのことに関連するのですけれども、6,800社でしたか、これを5,000社にするという計画、あれはまだ生きているのですか。私のイメージだと、増田知事がリードして、そういったことを掲げて、今・・・と大きなお世話なのですよ、業者からすればね。育成というようなことも考えているのかもしれませんが、勝手につぶすなど、私は思っていたのですけれども、そういった計画はまだ生きているのですか。本当にそういうふうなことを考えているのですか。

というのは、異業種とか他業種に参入とかというのは、かなりのリスクが伴う。新たに3,000万円、5,000万円を借りて、果たしてどれだけのものが取りつくかですよ。かといって、100万円とか60万円とかという程度のものしかないとなれば、大概の企業は、先ほど言われたようにもう体力があるかどうかの段階でありますので、現実的ではないと思っているのですけれども、その辺も含めてどうか。本気で考えているのですか、5,000社にするということ。

○早野建設技術振興課総括課長 建設業に対する中期戦略プランにつきましては、平成18年の4月に策定したものでございます。この戦略プランは、平成22年度の建設業の姿について、6,794社を5,000社、あるいは6万2,545人を5万人規模と、粗っぽく推計をしたというところでございます。

それは、国の公共投資を3%減、それから県の投資を10%減、市町村も10%減、それから民間をゼロという形で投資を減らしていった場合にどうなるかという想定のごさいます、そういうことを推計しながら、建設業のソフトランニングといいたいまいしょうか、そういったことをするためにそのような施策を打ち出していくということでごさいます。

○嵯峨耆朗委員 これはだれに聞いたらいいか、部長なのかわかりませんが、これはおおざっぱに3、5、10という形で見積もって行って5,000社と、こうなるだろうというふうなとらえ方なのか、こうしたいというものなのか、その辺がわからない。僕は、こうしたいというものかなと思って聞いていたのです。こうしたいという割には1万数千人も労働移動するための支援措置が全く手薄だと。本気で考えたのか。勝手にやりなさいと、あなた方が生き延びるためには、頑張っていきなさいという面はあるのですよ、私企業ですから、自分で努力しなければだめなのですけれども、行政が密接に絡む分野ですから、極めて粗っぽい計画だなどと思って見ていたのです。その点部長はどう思うのでしょうか。

○西畑県土整備部長 プランを策定いたしましたときには、国、県、市町村の公共投資がここ数年大幅に減ってきていた。それに対して、業界の方々の覚悟がどれくらいあるのかとい

うことで、このままいったら大体どういう姿になるのだということをまずお示して、そのためには、先ほど小田島委員からも御質問がありましたけれども、例えば労働移動するために必要な研究開発だとか、販路開拓とかという部分に必要な補助金ですね、あるいはもう少し大規模にやるときには融資の制度ですね、こういった話。

それから、では振興局は黙って見ていけばいいのかというわけではないわけでございまして、きめ細かく相談に応じるというような形でつくったプランでございます。まず、結論から申し上げますと 5,000 社だとか 1 万人減らすとか、これを目標にしたわけではございません。かなり粗い推計ではありますけれども、このまま続くと、こういう姿になるだろうと。そのためには、さまざまな対策を県としてしなければいけないということで、建設業対策として出したものでございます。

○小田島峰雄委員 確かにそうだと思うのでございます。現状の推計をいたしますと 6,800 社が 5,000 社にならざるを得ないという状況でございましょう。だからこそ他分野に進出する企業につきましては、思い切った支援策を講じて、円滑な労働移動を行っていくようにすべきだろうという考えでございます、私は。

そういう意味からも一例を申し上げますと、農業分野を見ますと、これからますます農家の担い手が高齢化して、農業の生産現場から撤退せざるを得ないというような状況になってまいります。そういう中で、ある地区におきましては主要農産物が、例えばブドウならブドウと、私の選挙区では大迫がそうなのでありますけれども、原料がまるっきり足りない状況になってきております。農家がどんどん高齢化して撤退していると。そういう中で、その分野であれば、販路がきちんと確保されているわけでございます、エーデルワインという会社がありますから。必ず全量を引き受けてくれるという販路がしっかりしている分野がございますから、そこに建設業界が参入する余地が生じてくると。

そういうことを真剣に考えているところがあるのでありますけれども、そういう部分は、積極的に思い切りやりなさいと、背中を押してあげるような施策があれば非常にいいのではないかと思うのであります。そういうときに 60 万円とか 100 万円という、非常にかわいらしい支援制度でございますが、思い切ってやってみようかというふうにするためには、もう少し施策の検討が必要なのではないかという観点で申し上げた次第でございます。よろしくお願いします。

○阿部富雄委員 総合評価落札方式についてお伺いいたします。この方式については、昨年度施行しまして、本年 7 月から、簡易 2 型を新たに創設して実施しているわけです。目的は品質の確保、それから技術と経営にすぐれた健全な建設業の育成、談合防止を期待するのだということですが、実際これが導入されたことによって、低入札価格が非常にふえてきて、建設業全体に深刻な影響を与えていると私は見ているわけでありまして。

このまま、こうした低入札価格が続いていくとすれば、例えば粗雑工事だとか、不良工事が多発していくだろうと。それから、安全費だとか仮設費の手抜きによる労災事故の拡大であるとか、それから常用雇用の減少、職人の確保の困難、さらにはダンピング受注が拡大す

ることによる倒産、廃業、こういうふうな状態に今置かれているというふうに思っているわけでありすけれども、まず担当課として県内の建設業の状況をどのようにとらえているのかをお尋ねいたします。

○早野建設技術振興課総括課長 公共投資がピーク時の半分ほどに減って、建設業者数はピーク時の約9割ぐらいになっているという大変供給過剰な状態でありまして、受注競争が激しいということでございます。

低入札のお話ございましたけれども、地域懇談会で12カ所歩いているわけでございますが、やはり低入札ということで、大変体力的に苦しいというふうな話を聞いております。私どももそのような実態があるのではないかとこのように思っております。

○阿部富雄委員 早野さんと沖さんは、県内各地で今開いております建設業地域懇談会に出席をされまして、それぞれの地域内の業界関係者の意見をつぶさに聞いて把握していると思いますが、そこで、例えばの話ですけれども、一関総合支局で平成18年6月以降に実施した入札状況を見ますと、11件中5件が70%台という落札率です。

こういう状況を見ると、予定価格が本当に適切だったのかどうかということがまず一つ疑われると思いますし、落札した業者において施工した工事の品質というのはきちんと確保されているのかということも疑問視されているというふうに思います。

それから、雇用の面だとか、資材調達の面で、果たして地域に貢献しているのかという問題も、私はきちんと検証すべきだと思うわけでありすけれども、こうした低入札価格で落札した業者についての検証というのは行っているのでしょうか。

○藤原技術企画指導担当課長 現場の検証ということでございますが、管理につきましては現場に2人で行って施工を確認すると。さらには検査項目を、1回で済むものを2回にするというようなことで対応して、品質の確保を図っているところでございます。

○阿部富雄委員 品質の管理はわかりました、これはまた後で聞きますけれども。問題は雇用の関係だとか、資材調達等の地域貢献の関係についても、本当に70%台の落札率でやっていけるのかどうかということ。何もふやせという意味で言っているのではございませんけれども、そういうところもきちんと検証すべきだということに思っているわけです。ぜひ、これはこれから、現場の品質管理だけのことでなくて、全体のものについて検証を進めていただきたいというふうに思います。

そこで、総合評価落札方式の問題は、一つは入札価格の比重が高いことだというふうに私は思っています。というのは、予定価格の大体80%であれば、技術評価点が低くてもほとんど落札できる、試算してみると。ですから、まずここに一つ問題があるだろうというふうに思います。

二つ目は、技術評価点が低いということです。国土交通省がやっている技術評価点などと比較してみますと、県の場合は非常に低くなっているのですよね、10点ぐらい低くなっている。これでは当然、低入札価格に勝てるという状況にない。ですから、まず入札価格と技術評価点のバランスを図ることが必要だと思います。

それから、二つ目は、さっき品質確保については、現場で1回のを2回でやっているとかいうふうな話がありましたが、この工事成績が十分にこの評価制度に反映されているかということです。

国土交通省は、工事成績が平均で69点以下の業者については、入札の参加を認めていません。ですから、本当に法律で言う品質確保をするというのであれば、工事成績をきちんと重視してやるということです。国が示しているように、平均点で69点だとか70点以下のものについては入札に参加をさせないという明確なものをきちんと規定すべきだというふうに思います。

それから、もう一つは地域精通度。これは、例えば地域内に拠点があるだとか、災害活動に参加したとかいうことを規定しているわけでありすけれども、地元業者に言わせれば、地域精通度というのは、やっぱり地元の業者が一番だと。例えば遠く県内のあちこちから来て落札したとしても、その人たちが果たして地域貢献をしているのか、あるいはしてくれるのかを考えれば、とてもできる状況にはない。物理的にできないということですね。ですから、もっとその地域精通度というものを高く評価すべきではないかということも指摘されています。

それから、新分野に参加するかどうかは評価点に入れていることです。新分野に参加するかしないかというのは、工事には関係ないわけです。工事に関係のない項目まで持ってきて、それを評価点に入れること自体、私はおかしいと思うのです。こういうことだっけきちんと対応していかなければならないというふうに思います。

それから、標準型では企業の施工能力だとか、配置技術者の要件、それから地域精通度を、簡易型の半分の評価点にしているわけです。これでは、どこで評価されるかが全く出てこないということになるわけですが、こういう問題については、どのようにお考えなのかをお尋ねします。

○沖河川港湾担当技監 委員御指摘の、現在行われている総合評価方式につきましては、我々今年度は、昨年十数件であったものを百十数件に大幅にふやして実施しているわけでございます。それを実施しながら、先ほど委員御指摘のとおり、各振興局、支部ごとにそれに対する御意見も伺ってまいりました。

その中で、例えば地域精通度についても、地域でのさまざまな貢献、災害応援だけではなくて雇用の面、まちづくりと、さまざまな貢献があるわけでございますので、そういうものをまず評価してくれとか、さまざま御意見がございました。今の委員の御指摘のことも、お聞きしております。

我々は今回の実施の中で、そういう意見をよく踏まえながら検証し、来年度以降の拡大に反映していきたいというふうに考えております。

○阿部富雄委員 来年度に向けて、検証しながら取り組んでいくということですが、恐らくそういうことにしかならないのかなと思うわけです。ただ、まだ半年あるわけですね、今年度は。半年間こういう低入札価格が続いていけば、健全経営をやっている建設業者であ



っても、やっぱり低入札価格をせざるを得ない。ということは、体力がもたなくなるということですよ。さっき言った倒産、廃業というものが、まさに目の前に来ているということですから、来年度見直す部分は、それで必要だと思いますが、今すぐに改善できる部分はこれできちんととらえてやっていくということがないと、本当の意味での改革にはならないと思うのです。

例えば、さっき言いましたように工事成績ですね。聞きますけれども、県営工事の工事成績の状況というのはどうなっているのでしょうか。それを見て、やっぱりこの・・・はだめだとかいう基準を明確にして、そういう方々については入札に参加させないという方針を今すぐ確立すべきだと思います。県内の工事成績の状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○早野建設技術振興課総括課長 工事成績の状況でございます。平成18年度の実績で申しますと、1,683工事を対象にした平均点数で、80.8という結果でございます。

○阿部富雄委員 80.8ですからかなり高い数字でありますけれども、平均ということですから、やっぱり低い建設業者もいらっしゃるわけですから、その線引きをやっぱりきちんとやるということです。

今度の新しい入札方式の最大の目玉は品質確保でしょう。それをないがしろにしたまま入札を認めるということではならないというふうに思うのですが、そういう対応を検討していくお考えがあるかどうかをお尋ねします。

○早野建設技術振興課総括課長 工事成績の評点が低い場合、岩手県の場合ですと65点未満でございますが、65点を下回った場合は非指名ということで、1カ月の指名停止という基準を設けてございます。

○阿部富雄委員 65点未満であれば、1カ月の入札参加はさせないということですが、でもね、国は69点以下にしているのです。国の施策に習って県はやっていると言ったって、現実的にはそういうことが必ずしも徹底されていないという面があるわけです。やはり国がやった後に追従してやるということではなく、今、国がやっていることをきちんととらえて、現実合うように、すぐできるものについては対応すべきだと思います。ぜひ、今すぐにできる部分、それから来年度実施する部分をきちんと整理して、取り組んでいただくようお願いして終わります。

○高橋昌造委員 実は県土整備部から、平成19年度県土整備行政の概要ということで、非常に見やすい概要書をちょうだいしたのですが、その中のまず4ページのところですが、建設副産物リサイクルの推進というのがあります。実態がどのようになっているのか。いわゆる建設工事のときに、どのようなものが使われているのか。それから、今ゼロエミッションの話とかいろいろあるのですが、そういった取り組みについてお聞かせ願えればなど。

それから、9ページのところで公営住宅の建設事業でございますが、いわゆる県営住宅の中には、木造、非木造それぞれあると思います。その耐震診断が全部なされていると思いますが、その結果、改修工事を行わなければならないものがあるとすれば、どのような改修工

事の状況になるかをお聞かせ願えればなど。

それから、今は公営住宅は高齢者、障害者といった生活弱者の方々に配慮しなければならないということで、これについての県としての取り組みの状況、それから、それに対するバリアフリー対策というものをどのように講じていらっしゃるかをお聞かせ願えればなど。

それから、18ページの11番目の建築指導のところ、リフォームの関係がいろいろ出ているのですが、今マスコミ等で悪質なリフォーム業者が問題になっているのです。県としては、そのような業者を排他するためにも、業者の格付とか、是正指導とか監視といったものをどのようにお考えになっているのか、もしそういったことがあれば教えていただきたい。

それから、先ほど嵯峨委員からもお話があったのですが、20ページの建設業の振興のところですが、建設業懇話会からもいろいろと提言をいただいて、その提言を踏まえて今後の施策を展開していただきたいと。それで、懇話会がもう終わっているのであればどういう提言がなされて、それをどのように建設業の振興に反映されているかも教えていただければなど。

それから、去年の11月1日にスタートいたしました建設業の経営革新特別資金の利用状況がどのようになっているのか。そして、今年度からたしか3者協議、発注者、コンサル、受注者と、その3者協議をやられているのであれば、要綱など策定していらっしゃると思うのですが、やったことによってどういう効果が出ているか、そういったところを御指導いただければなど。

それから、建設コンサルとか何かの関係で、プロポーザル方式を採用していらっしゃるようですが、指名型と簡易公募型の中で、今後は簡易公募型にシフトしていきたいというお考えがあるようですが、その辺の状況がどのようになっているのかを教えてくださいと思います。

○藤原技術企画指導担当課長 リサイクル法に関する取り組みについてでございますが、目的として、資材の有効利用の確保、廃棄物の適正な処理をすることとしております。概要としましては発生の抑制、再使用、再生利用、熱回収、燃焼を資源循環の考え方としております。排出抑制の方法でございますが、建設資材の再使用、廃棄物の工事現場内での利用、建築物の長期使用をはかることとしております。

平成22年度の資源化率の目標でございますが、コンクリートについては95%、アスファルトについては100%、木材につきましては95%としており、これらを目標に鋭意頑張っているとございます。

○鈴木建築住宅課総括課長 ただいま公営住宅等につきまして、何点か御質問を受けました。1点目の県営住宅におきましての耐震診断、耐震改修の状況でございますが、耐震診断につきましては、すべての県営住宅について行いまして、その結果、すべて耐震性は確保されているということでございました。したがって、改修を行うということはありません。

それから、2点目の公営住宅におけるバリアフリー対策についての御質問がありました。

現在、県営住宅整備といたしましては、住居改善をするに当たって、段差の解消等のバリアフリー化工事を進めるほか、建てかえをするにあたりまして、バリアフリーを入れ込んだ整備を行ってございます。その結果、平成18年度末現在でございますけれども、全体5,200余りの県営住宅の管理戸数のうち約43%が高齢化対応をしてございます。県としては、今後とも改善あるいは建てかえに伴いまして、バリアフリー化対策を進めていこうというふうに考えている次第でございます。

それから、3点目の悪質リフォーム等の御質問がございました。県民の方々が安心して住宅リフォームを受けられる環境を整備するということは非常に重要だと考えてございます。県の対応といたしましては、県民生活センターとも連携いたしまして、県の建築部局として振興局土木部あるいは建築住宅課、財団法人岩手県建築住宅センター、あるいは市町村に、それぞれ住宅リフォームの相談窓口を設置してございまして、平成19年8月末現在で44カ所の相談窓口を開設してございます。

それともう一つ、安心してリフォームを受けるといふことには、耐震改修を安心して受けられる環境づくりも必要かと考えてございます。これにつきましては、耐震改修を行う技術を有して、かつ倫理観の高い業者を育成するための講習会を10月にも開催して、育成を図っていこうと考えているところでございます。

○藤原技術企画指導担当課長 3者協議についてでございますが、県内で約20件を予定しております。宮古地方振興局で、このたび始めたばかりでございますが、その結果については、今後検証しながら進めていきたいと考えております。

プロポーザル方式の簡易型につきましては、比較的簡素化されたものでございます。それについてはかなり有効な方式だというふうに考えておりましたので、なるべくそちらを利用するような形で進めていきたいというふうに考えております。

○早野建設技術振興課総括課長 建設業懇話会は平成18年8月に、幅広い見地から、建設業振興に関する施策の方向性について意見を求めるということで、県産業団体、経済団体の有識者から成る建設業懇話会を設置したわけでございます。19年の2月まで6回にわたり開催してきました。

経営多角化など6つの方向性について提言をいただいております。主なものを申し上げますと、例えば建設業をめぐる環境の中では、総合評価落札方式を拡充してほしいというようなこと。これについては18年度に22件実施いたしまして、本年度約115件というふうに拡大してございます。

それから、技術経営力強化の関係では、新技術、新工法の活用の促進という提言がございました。これは、企業から新技術、新工法を募集いたしまして、県で登録して、県工事にモデル的に使えるものは使うということでございますが、36件の登録のうち8件、工事に活用しているという状況でございます。

それから、経営多角化、新分野進出の関係では、ビジネスモデルの作成ということがございます。これは農林水産業、環境リサイクルなど5分野、15事業について、技術モデルを

作成いたしまして公表したところでございます。そのほか新分野、新事業の共同研究への取り組み支援ということでございましたが、9件の調査研究に助成をするなど取り組んでいるところでございます。

また、今後取り組むべきところもございまして、鋭意検討して、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

貸付金の実績でございまして、これまで木くずりサイクルなど3件の融資が行われております。7,000万円でございます。

○佐藤下水環境課総括課長 先ほど渡辺委員から御質問がございました流域下水道特別会計の起債の借り換えについてでございますけれども、これまで流域下水道におきましては、起債の借り換えは行っておりません。現在予算調整課と事務的に打ち合わせを行ってまいりまして、今後借り換えについて検討してまいりたいと考えております。

(渡辺幸貫委員「ぜひやってください」と呼ぶ)

○早野建設技術振興課総括課長 先ほど小田島委員の御質問の際、入札の関係の資料が手元がないということでございましたが、入札の部局から資料をいただいて、整理した上で、後日提出ということでよろしいでしょうか。

○平沼健委員長 よろしいですか。

○小田島峰雄委員 はい。

○平沼健委員長 その旨お願いいたします。ほかにもございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。昼食の時間でございましてけれども、このまま審査を継続したいと思いますが、御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 このまま審査を継続いたします。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第8号平成19年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原経営総務室長 企業局関係の議案について御説明申し上げます。議案(その1)の29ページをお開き願います。議案第8号平成19年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

金ヶ崎町にあります岩手中部工業団地の西側、県道北上水沢線掛越地区の道路改良工事が行われることに伴い、第二北上中部工業用水道の送水管等、移設に要する改良費等を当初予算に計上しているところでございますが、その後配管ルートの変更によりまして、配管延長が増加することとなりましたことから、改良費等所要の補正をしようとするものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款工業用水道事業収益であります。第3項事業外収益は工事に伴う移転補償金を372万6,000円増額しようとするものでございます。

次に、支出の第1款工業用水道事業費であります。第1項営業費用は837万円増額しようとするものであり、その内訳は、委託費及び固定資産除却費であります。

次に第3条でございますが、資本的収入及び支出の予定額の補正であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額及びその補てん財源の金額を変更しようとするものであります。

収入の第1款資本的収入であります。第1項企業債は3,620万円増額し、第4項雑収入は移転補償金を2,273万3,000円増額しようとするものであります。支出の第1款資本的支出であります。第1項改良費は5,898万8,000円を増額しようとするものであります。

次に、第4条は企業債の起債限度額を増額しようとするものであります。なお、この補正予算に係る実施計画、資金変更計画及び変更予定貸借対照表につきましては、予算に関する説明書の111ページから115ページに掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で企業局の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。

なお、当委員会の県外調査については、さきに通知いたしましたとおり、今月29日から31日まで2泊3日の日程で実施いたしますので、御参加を願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。